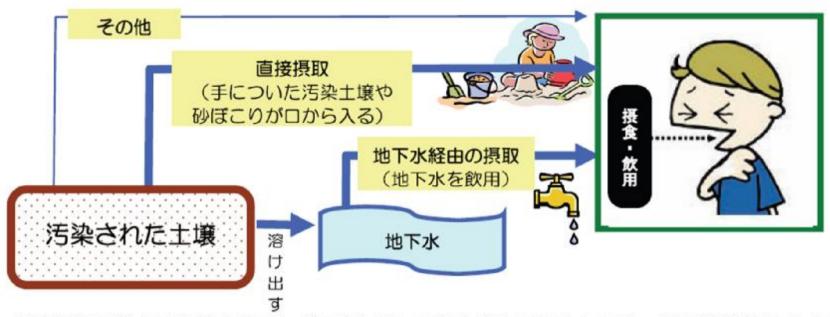
土壌汚染に関する リスクコミュニケーションの考え方と 大阪府の取組み

平成24年2月14日 大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課

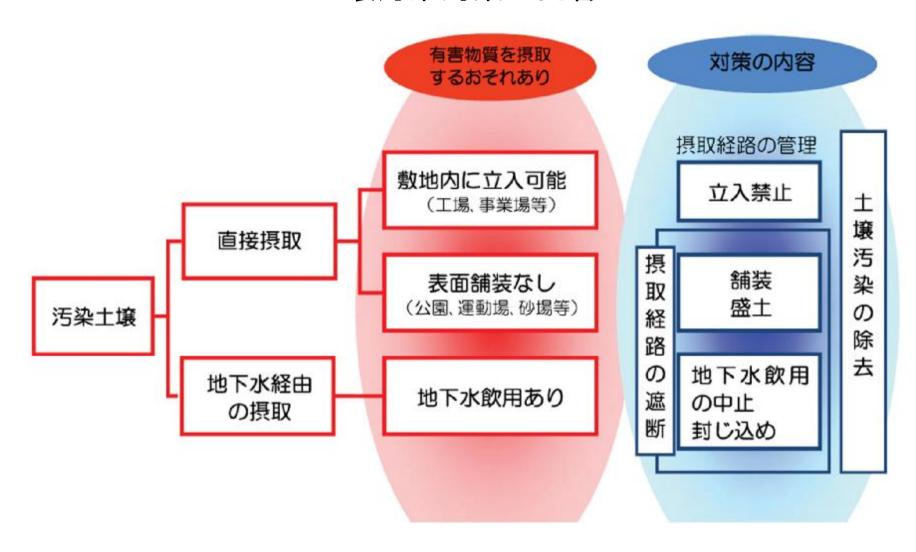
土壌汚染に関する有害物質の摂取経路と健康リスク

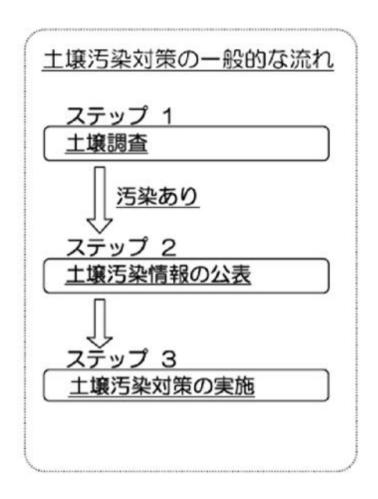


摂取経路を途中で遮断することができれば、汚染が存在するとしても、健康影響を防止する ことができます。

土壌汚染による = 土壌中の汚染物質 × 土壌中の汚染物質の 健康リスク の有害性 × 摂取量

土壌汚染対策の内容





リスクコミュニケーションとは、 事業者と周辺住民の方々が 双方向のコミュニケーションを 行いながら、相互に情報を共 有して理解し合い、信頼関係 を構築して円滑に土壌汚染対 策を進めるために行う対話の プロセス

土壌汚染に関するリスクコミュニケーション

事業者

<u>リスクコミュニケーション</u>

の実施

(実施内容)

- 対応方針の検討
- ・体制づくり
- ・情報を伝えるべき相手 順序、タイミングの検討
- ・情報を伝える方法、伝える 内容の検討
- ・リスクコミュニケーション 実施

リスクコミュニケーション

- ○土壌汚染の状況、汚染による健康 影響、汚染対策の内容等に関する 情報の提供と説明 など
- 〇双方向の意見交換・対話
 - ・説明文書の配布・回覧
 - ・住民説明会の開催
 - ·戸別訪問説明
 - ・メディアへの発表 など

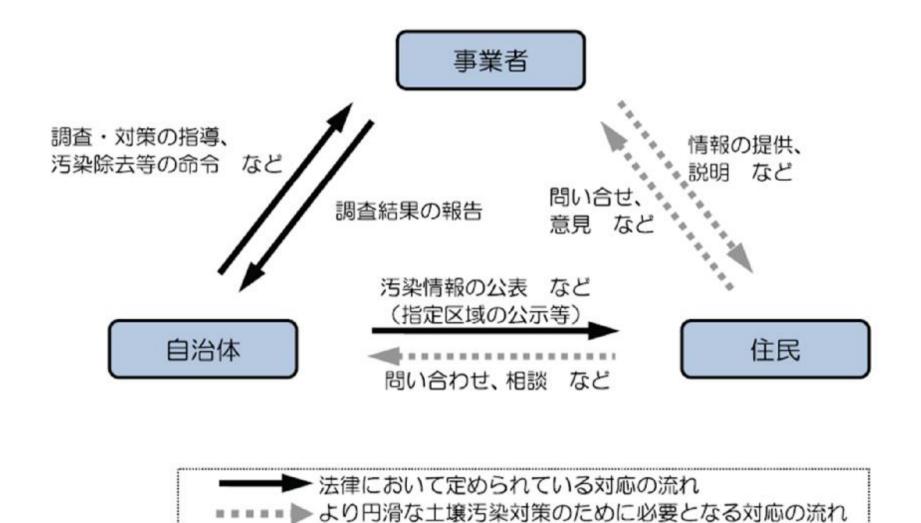
住民

提供された情報の理解 住民説明会への参加

土壌汚染による健康リスク の観点からの質問や意見の 交換 など

対策後の経過や結果報告 会等への参加

事業者・住民・自治体の位置付けと対応の流れ



「自主調査」に係る考え方(大阪府環境審議会答申より)

- 自主調査について、府域の土壌汚染の状況を広く把握するとともに、適切な調査の実施や対策の促進を図るため、府が関与していく必要がある。
- 自主調査が法や条例に準じた客観性の高いものとなるよう、また法への移行申請が円滑に行えるよう試料の採取方法や分析結果、対策方法等について確認したり、技術的な助言を行う仕組みが適当である。
- 府が入手した自主調査の情報について、周辺住民をはじめ府民に提供するなど、法、条例の対象となった土地と同様に情報を公表する仕組みが必要である。

条例81条の21の3

知事は自主調査・自主措置に関する指針を定め、公表する。



(内容)

- ① **自主調査及び自主措置の実施** 法の方法に準拠して実施計画を作成して、調査及び措置を実施
- ② 相談・助言等 適宜、大阪府の指導又は助言を受けることができる。
- ③ 自主調査等の情報提供

自主調査等実施者は、実施結果について周辺住民に情報提供するよう努める。

府は報告を受けた自主調査等の結果の情報を整理し、 必要に応じて情報提供する。

④ 自主調査等の結果の記録、保管、引継ぎ